

別表第8（第2条関係）

三重県屋外広告物条例関係の許可手数料

区分		単位	手数料の額
貼り紙		100枚（100枚未満の端数は、100枚とみなす。）	300円
貼り札等	許可期間が30日以内のもの	1枚	150円
	許可期間が30日を超えるもの	1枚	300円
立看板等	許可期間が30日以内のもの	1件	300円
	許可期間が30日を超えるもの	1件	600円
広告旗		1件	300円
電柱広告 街灯柱広告		1件	450円
広告板 広告塔 掲出物件	表示面積（掲出物件にあつては、表示可能面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル未満のもの 1個		300円
	表示面積が1平方メートル以上3平方メートル未満のもの 1個		550円
	表示面積が3平方メートル以上5平方メートル未満のもの 1個		800円
	表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1個		1,500円
	表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの 1個		3,000円
	表示面積が20平方メートル以上のもの 1個		6,000円に20平方メートルを超える部分が5平方メートルに達するごとに800円を加算した額
アーチ		1基	3,000円
アドバルン		1個	800円
広告網 横断幕		1張	300円
その他のもの		1個	300円

備考

- 1 広告板又は広告塔の表示及び掲出物件の設置の許可申請が同時にされた場合は、それらを1件とみなし、手数料については高額のものによる。
- 2 広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の期間が1年を超えるものの手数は、次の区分に応じ、それぞれに定める額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、当該端数は10円に切り上げる。
 - ア 許可の期間が1年を超え2年以下のもの 手数料の額に1.9を乗じた額
 - イ 許可の期間が2年を超えるもの 手数料の額に2.8を乗じた額
- 3 広告板又は広告塔には、ネオンサインその他電飾設備を有するもの及び板扉、壁等に直接書き込むものを含む。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。